知事から感染警戒期における県民の皆様へのお願い

別紙１

～県内で新規感染者の発生が拡大していることを受けて～

　１１月に入り、全国的に感染の急増がみられ、都市部では医療提供体制が逼迫しつつある状況になるなど、新規感染者数がこれまで春先、夏にみられた拡大の状況を超えて、感染が拡大しています。

　本県においても新規感染者が連続して確認される状況となり、１２月１日から昨日までの直近１週間で、２７人の感染が確認されました。

また、本日、入院患者が３０人を超える見込みとなり、本県が定める病床確保計画において、現時点で確保している即応病床９０床の３分の１に達しました。このため、次のフェーズへの移行として、追加で３８床の新型コロナウイルス感染症用の病床の準備を医療機関に要請することとしておりますが、医療提供体制への負担の増大が懸念され、厳しい状況となっています。

こうした状況は、もはや都市部の話だけではなく、本県においても、感染拡大が次の段階に移ったものと認識せざるをえない状況となっています。

本県では、９月１２日以降、「準感染警戒期」として、新型コロナウイルスの感染防止対策を講じつつ、社会経済活動の維持・回復に向けた取組みを行ってまいりましたが、この度の感染拡大を受け、香川県対処方針に基づき、本県での感染の拡がりや医療提供体制等を総合的に判断し、今後の感染拡大を防ぐため、明日、１２月９日（水）から、警戒レベルを引き上げ、「感染警戒期」に位置づけることとします。

今回の「感染警戒期」においては、特措法第２４条第９項に基づく協力要請とし、これまでの「準感染警戒期」における対応を徹底することを基本とした、別添の対策をとることとします。

対策のうち、外出については、これまで、直近１週間の１０万人あたり新規感染者数が５人以上の感染拡大地域への不要不急の移動は慎重に検討するようお願いしておりましたことに加え、国のステージⅢに相当する直近１週間の１０万人あたり新規感染者数が１５人以上の地域への移動については、特に、慎重に検討するよう協力要請します。

また、これまでも繰り返し申し上げてまいりましたが、県民の皆様には、マスクの着用や大声での会話を控えること、手洗いや手指消毒、適切な換気など、気をつけていただきたい基本的な感染防止対策を改めて徹底していただくとともに、感染リスクが高まる「５つの場面」に留意し、そうした場面での会食については、感染リスクを下げながら楽しむ工夫をしていただくようお願いします。

事業者の皆様には、適切な感染防止対策を講じていただくこと、特に、飲食事業者の皆様には、対人距離の確保やパーティションの活用、適切な換気をはじめとする業種別ガイドライン等の徹底など、店舗等における感染防止策の確実な実践をお願いします。

県としては、これまでの間、国の「新しい流行シナリオ」を踏まえた医療提供体制、検査体制の整備を推進してまいりましたが、引き続き、感染事例に関する疫学的調査を積極的に進め、感染拡大防止に全力をあげるとともに、社会経済活動の維持・回復との両立を図るため、感染症に強い社会・経済構造の構築に向けた支援策を推進してまいりますので、県民の皆様には、お一人お一人が油断することなく、十分な警戒の下に行動していただくよう強くお願いいたします。

　また、新型コロナウイルス感染症の患者さんやその御家族、そして、治療にあたっておられる医療従事者やその御家族などに対する偏見や差別につながる行為は、決して許されるものではありませんので、人権に配慮した判断や行動を心がけていただきますようあわせてお願いいたします。

令和２年１２月８日

香川県知事　　浜　田　恵　造